



令和3年春の火災予防運動実施に伴うお知らせ

令和3年4月12日(月)から18日(日)までの一週間、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

4月12日(月)は、午前10時から佐井村保育所幼年消防クラブ、佐井村消防団合同による防火パレードを実施する予定です。また、期間中には消防職員が各家庭を訪問し住宅用火災警報器(以後住警器)の設置、維持管理状況の確認や火の元における注意喚起について訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。春の火災予防運動について、詳しくはサイボードへ掲載(予定)しますのでそちらをご覧ください。

ところで、みなさんの住宅に設置してある住警器は作動しますか?

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、音で知らせてくれる住警器は、古くなってはいませんか? みなさんの住宅に住警器を設置してから10年が経過します。せっかく設置していても、古くなり作動しなければ意味がありません。古くなった住警器は新規のものに交換しましょう。

ただし、すぐに音が鳴った際は焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないかを確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時は消火器だけでは対応できません。ただちに避難し、119番通報をして消防が来るのを待ちましょう。

また、火や煙が確認できなければ、次の①・②の可能性あります。

①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

②ほこりに注意しましょう。

ほこりが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。またそのままにしておくと故障の原因になります。



①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば、②のように住警器のセンサー部分を掃除しましょう。それでも鳴動するのであれば、交換しましょう。

ところで、私の家は設置しなくてもいいと思っているあなた、そんな時に火災が発生したらどうしますか。火災は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも発生する可能性が十分あります。住警器は火災で発生した煙や熱を感知して、音声や警報音でいち早く知らせてくれる為、早期発見に大変有効です。

近年、全国的に火災が多発していますが、住警器を設置していた事によって早期に火災を発見し、避難した事で助かった事例が多く報告されています。ですが、まだ佐井村内だけでなく、青森県内、全国的にみても設置していない住宅が確認されています。まだ設置していない住宅はいち早く住警器を設置しましょう。何度もいうようですが、設置していても、いざという時に作動しなければ全く意味がありません。常日頃から作動確認やお手入れをしましょう。住民のみなさん、火の元に十分注意しましょう。

創業71年の信頼と実績



告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※ ICTコンビニサービス 🔍 検索